

## 第5回 明日の裁判所を考える懇談会の話題事項

### ～これからの民事裁判のあり方について～

#### 1 裁判の迅速化

##### (1) 裁判の迅速化を考える視点

一般に民事裁判は遅いとお思いですか。特に遅いと思われるのは、どのような場合ですか。また、どのくらいの期間で裁判の結果ができればよいとお考えですか（なお、小泉総理は「裁判の結果が必ず2年以内にできるようにする」と発言しています。）。

\* 一般に、裁判の迅速化についてどのような視点から考えるべきかという点に関しては、様々な指摘がされています。

例えば、

・経済界の視点からすれば、ビジネスにおけるスピードは我が国の裁判所に比べてはるかに速く、裁判所の判断は経済界に追いついていない。

・消費者保護や被害者救済という視点からは、人の健康や生命への侵害が問題になる場合には、特に早期の救済が必要である。

・一つの判決が多数生起している同種の事件の解決のためのルールを定立することになる場合には、拙速な判断を避けて、事件の背景事情や同種の問題の解決も念頭において、慎重な検討をした上での的確な判断をして欲しい。

・親族間の紛争については、大きな感情的な確執があることが多いことから、できる限り各関係者の意見をじっくり聴いて、当事者の理解と納得を得られるように、十分時間をかけた審理をした上で判断を示す必要がある。

##### (2) 裁判を迅速に行うための解決策

民事裁判を迅速に行うためにどのような解決策が考えられますか。

\* 一般に、民事裁判が遅いと言われる原因としては、様々な指摘がされています。

例えば、

○ 裁判の前提となる枠組み・基盤

・裁判官の数が足りない。

・弁護士が個人で事務所を運営しているなど小規模な事務所が全国で8割を超えていることから、事件を担当している一人の弁護士の都合により、法廷を開く期日が左右されることが多い。

・複雑な事件に対応するためには、弁護士が複数でそれを担当し、チームワーク良く対応ができるような執務態勢を採る必要があるが、現時点では、多くの弁護士事務所はまだこうした態勢はできていない。

・特に、地方において弁護士の数が少なく(弁護士過疎)、そのため、弁護士が多数の事件を抱えていて、訴訟の準備が十分にできていない。

・証拠が偏在しており、証拠を提出すべき義務を負う当事者が証拠を収集するのに時間がかかる。

○ 裁判の審理方法

・当事者や代理人の準備不足のため弁論期日が書面の交換だけで終わり、1回ごとの審理が充実していない。

・当事者が、事前に訴訟活動の方針を立てず、相手方の主張立証を見てから対応するなどのやり方を行い、また、裁判所が先を見越した訴訟指揮を行わないため、審理が迷走する。

・裁判所が主張や証拠を提出しないような当事者に対して積極的にその提出を促すなどしない。

・専門的な知見を要する事件について、裁判官・当事者に専門的知見がなく、争点がなかなか定まらない。

\*\* なお、裁判所では、現在、裁判を迅速に行うために、次のような方策を推奨しています。

ア 審理の初期の段階から、審理の終期まで見通した審理計画を策定して、その計画に従って審理を行うようにする(計画審理)。

イ 医事関係訴訟等の専門訴訟において、裁判官が専門家の意見を聴きながら争点整理等を行うようにする(専門委員制度)。

## 2 裁判の充実

(1) 裁判の充実についてどのような要望があり、また、それについてどのような対策が考えられますか。

\* 一般に、裁判の充実については、様々な要望が出されています。

例えば、

・裁判所は、当事者の訴訟活動の巧拙により訴訟の帰趨が変わることのないように、当事者の訴訟活動の不足を補うなど後見的に関与することで、真実を明らかにするようにしてほしい。

・裁判では、外面的に現れた事実を形式的に法律に当てはめて判断をするのではなく、取引の実情や紛争の背景事情等を踏まえた判断を示してほしい。

・裁判では、当事者の意見や悩みを十分に聴いて審理を行ってほしい。

・裁判では、先例を踏襲し、それを機械的に当てはめるだけではなく、事案の特殊性を十分に把握して適切な判断を示してほしい。

(2) 技術的専門的事項が争点となる専門訴訟において、法的判断と専門的判断との関係をどのように考えるべきでしょうか。

専門家の訴訟への関与をどのように考えられますか。

\* 専門家の訴訟への関与については、例えば、技術的専門的事項が争点となる以上、専門家自身が判断権者の一人として関与していく必要がある(参審制)との考え方があります。しかし、これに対しては、裁判である以上、裁判官が責任を持って判断を示すべきであり、専門家については、判断主体に取り込むのではなく、裁判官の判断を補助するという形で手助けしてもらう方がよいとの考え方があります。このような考え方については、どのように考えられますか。

## 3 裁判の利用しやすさ

裁判が利用しにくいと感じられる点はどこですか。裁判を利用しやすくするための方策としては、どのようなものが考えられますか。

\* 一般に、裁判を利用しにくいとして、様々な指摘がされています。

例えば、

- ・法廷で使われる言葉や判決書の言い回しが専門的で分かりにくい。
- ・裁判手続に関する裁判所の情報発信が十分でない。